

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【公表番号】特表2019-527907(P2019-527907A)

【公表日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2019-529460(P2019-529460)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 30/02 4 8 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年8月28日(2020.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するために、少なくとも1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークに結合され、かつ複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも2件を自動的に認定する方法を実行するようにプログラムされる認定コンピュータシステムであって、前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、

a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、

b) 前記請負業者データの少なくとも一部分を、前記少なくとも1つのデータ記憶デバイスのうちの少なくとも1つに認定データとして電子的に記憶することと、

c) 前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも2件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも2件の認定請負業者として自動的に認定することと、

d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすること、

e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、

f) 前記少なくとも2件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択すること、

g) 前記認定請負業者へ前記電子サービス作業注文を電子的に伝達することと、を含む、認定コンピュータシステム。

【請求項2】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するための、少なくとも1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークと、複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも2件を自動的に認定する方法を実行するための手段とに結合される認定コンピュータシステムであって、前記方法は、

- a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、
- b) 前記請負業者データの少なくとも一部分を、前記少なくとも1つのデータ記憶デバイスのうちの少なくとも1つに認定データとして電子的に記憶すること、
- c) 前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも2件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも2件の認定請負業者として自動的に認定することと、
- d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすることと、
- e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、
- f) 前記少なくとも2件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択することと、
- g) 前記認定請負業者へ前記電子サービス作業注文を電子的に伝達することと、を含む、認定コンピュータシステム。

【請求項3】

前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも一部は、許諾された請負業者である、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項4】

前記請負業者データは、少なくとも1つの請負業者サービスの選択を検討するための少なくとも1つの請負業者要求を含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項5】

前記電子サービス要求は、

- a) 購入者データ、
- b) 製品データ、および、
- c) サービスデータ、を含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項6】

前記電子サービス要求は、以下の請負業者サービス、すなわち、

- a) 少なくとも1つの測定、
- b) 設置、
- c) 組立て、
- d) 配達、
- e) 検査、
- f) 保証認定、
- g) 保証期間中の修理、および、
- h) 保証期間中の交換、

のうちの少なくとも1つに関するサービスデータを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項7】

前記電子サービス作業注文は、タスクデータを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項8】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも一部を、少なくとも部分的に、

- a) 前記認定データ、および、
 - b) 少なくとも1つの請負業者要件、
- に基づいて自動的に認定することを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項9】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、少なくとも1つの認定があると前記認定データを電子的に更新することを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項10】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、

a) 前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも1つの審査の使用によって電子的に試験することであって、前記少なくとも1つの審査は、前記認定コンピュータシステムを介してアクセス可能であることと、

b) 少なくとも部分的に前記少なくとも1つの審査の少なくとも1つの結果に基づいて、前記複数の第三者たる請負業者のうちの前記少なくとも1件のうちの少なくとも1件を少なくとも1件の認定請負業者として自動的に認定することとをさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項11】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、前記認定請負業者を、少なくとも部分的に前記認定データに基づいて自動的に選択することをさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項12】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、サービス注文の確認を購入者へ電子的に伝達することをさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項13】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、前記電子商取引コンピュータシステムから、出荷データと少なくとも1つの出荷更新とを電子的に受信することをさらに含み、前記少なくとも1つの出荷更新のうちの1つは、前記少なくとも1つの製品の配達データを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項14】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、前記複数の請負業者デバイスのうちの少なくとも1つからサービス進捗データを電子的に受信することを含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項15】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、

a) 請負業者ネットワークレポートを自動的に生成することと、

b) 前記請負業者ネットワークレポートを前記電子商取引コンピュータシステムのマネージャへ電子的に伝達することと、をさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項16】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、消費者フィードバック調査を購入者へ電子的に伝達することをさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項17】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、前記購入者コンピュータシステムから消費者フィードバック調査データを電子的に受信することをさらに含む、請求項1または2に記載のシステム。

【請求項18】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するために、認定コンピュータシステムが少なくとも1件の第三者たる請負業者を認定する自動化方法を実行するための命令証拠を含む有形の非一時的データ記憶媒体であって、前記認定コンピュータシステムは、少なくとも1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークに結合され、前記命令に従って実行される前記自動化方法は、

a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、

b) 前記請負業者データを、前記少なくとも1つのデータ記憶デバイスのうちの少なく

とも1つに認定データとして電子的に記憶することと、

c) 複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも2件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも2件の認定請負業者として自動的に認定することと、

d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすることと、

e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、

f) 前記少なくとも2件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択することと、

g) 前記電子サービス作業注文を前記認定請負業者へ電子的に伝達することと、を含む、有形の非一時的データ記憶媒体。

【請求項19】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するために、少なくとも1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークに結合され、かつ少なくとも1件の第三者たる請負業者を自動的に認定する方法を実行するようにプログラムされる認定コンピュータシステムであって、前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、

a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、

b) 前記請負業者データの少なくとも一部分を、前記少なくとも1つのデータ記憶デバイスのうちの少なくとも1つに認定データとして電子的に記憶することと、

c) 複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも1件の一部認定請負業者として自動的に部分認定することと、

d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすることと、

e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、

f) 少なくとも1つの認定要求を、前記少なくとも1件の一部認定請負業者へ電子的に伝達することと、

g) 少なくとも1件の認定請負業者として前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に前記少なくとも1つの認定要求のうちの少なくとも1つに対する応答に基づいて自動的に認定することと、

h) 前記少なくとも1件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択することと、

i) 前記認定請負業者へ前記電子サービス作業注文を電子的に伝達することと、を含む、認定コンピュータシステム。

【請求項20】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するために、少なくとも1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークと、少なくとも1件の第三者たる請負業者を自動的に認定する方法を実行するための手段とに結合される認定コンピュータシステムであって、前記方法は、

a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、

b) 前記請負業者データの少なくとも一部分を、前記少なくとも1つのデータ記憶デバイスのうちの少なくとも1つに認定データとして電子的に記憶することと、

c) 複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも1件の一部認定請負業者として自動的に部分認定することと、

d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすることと、

e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、

f) 少なくとも1つの認定要求を、前記少なくとも1件の一部認定請負業者へ電子的に伝達することと、

g) 少なくとも1件の認定請負業者として前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に前記少なくとも1つの認定要求のうちの少なくとも1つに対する応答に基づいて自動的に認定することと、

h) 前記少なくとも1件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択することと、

i) 前記認定請負業者へ前記電子サービス作業注文を電子的に伝達することと、を含む、認定コンピュータシステム。

【請求項21】

前記少なくとも1つの認定要求は、前記認定コンピュータシステムを介してアクセス可能な少なくとも1つの審査を含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項22】

前記少なくとも1つの認定要求は、少なくとも部分的に、前記認定データと前記電子サービス作業注文とを基礎とする、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項23】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、前記複数の第三者たる請負業者のうちの前記少なくとも1件を、少なくとも部分的に、

a) 前記認定データ、および、

b) 少なくとも1つの請負業者要件、

に基づいて自動的に部分認定することを含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項24】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、少なくとも1つの部分認定があると前記認定データを自動的に更新することを含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項25】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、少なくとも1つの認定があると前記認定データを自動的に更新することを含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項26】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの前記少なくとも1件を、少なくとも部分的に前記少なくとも1つの認定要求に対する少なくとも1つの応答に基づいて自動的に認定することを含み、前記少なくとも1つの応答は、前記複数の請負業者デバイスのうちの少なくとも1つから前記認定コンピュータシステムへ電子的に伝達される、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項27】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、

a) 前記複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも1つの審査の使用によって電子的に試験することであって、前記少なくとも1つの審査は、前記認定コンピュータシステムを介してアクセス可能であること、

b) 少なくとも部分的に前記少なくとも1つの審査の少なくとも1つの結果に基づいて、前記複数の第三者たる請負業者のうちの前記少なくとも1件のうちの少なくとも1件を自動的に部分認定することと、を含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項28】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、

a) 前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも1つの審査の使用によって電子的に試験することであって、前記少なくとも1つの審査は、前記認定コンピュータシステムを介してアクセス可能であること、

b) 少なくとも部分的に前記少なくとも1つの審査の少なくとも1つの結果に基づいて、前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの少なくとも1件を自動的に認定することとを含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項29】

前記認定コンピュータシステムにより実行される前記方法は、さらに、前記認定請負業者を、少なくとも部分的に前記認定データに基づいて自動的に選択することを含む、請求項19または20に記載のシステム。

【請求項30】

少なくとも1つの製品に伴う少なくとも1つの請負業者サービスを提供するために、認定コンピュータシステムが少なくとも1件の第三者たる請負業者を認定する自動化方法を実行するための命令証拠を含む有形の非一時的データ記憶媒体であって、前記認定コンピュータシステムは、1つのデータ記憶デバイスへのアクセスを有するグローバル・コンピュータ・ネットワークに結合され、前記命令に従って実行される前記方法は、

a) 前記認定コンピュータシステムにおいて、複数の請負業者デバイスから請負業者データを電子的に受信することと、

b) 前記請負業者データを、前記データ記憶デバイスに認定データとして電子的に記憶することと、

c) 複数の第三者たる請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に認定データに基づいて、少なくとも1件の一部認定請負業者として自動的に部分認定すること、

d) 電子商取引コンピュータシステムから前記認定コンピュータシステムへ伝達される電子サービス要求を電子的に受信することであって、前記電子サービス要求は、少なくとも部分的に、購入者コンピュータシステムとの電子通信において行われる、少なくとも1つの請負業者サービスを伴う少なくとも1つの製品の少なくとも1つの購入を基礎とすることと、

e) 少なくとも部分的に前記電子サービス要求に基づいて、電子サービス作業注文を自動的に作成することと、

f) 少なくとも1つの認定要求を、前記少なくとも1件の一部認定請負業者へ電子的に伝達することと、

g) 少なくとも1件の認定請負業者として前記少なくとも1件の一部認定請負業者のうちの少なくとも1件を、少なくとも部分的に前記少なくとも1つの認定要求のうちの少なくとも1つに対する認定応答に基づいて自動的に認定することと、

h) 前記少なくとも1件の認定請負業者から1件の認定請負業者を自動的に選択することと、

i) 前記認定請負業者へ前記電子サービス作業注文を電子的に伝達することと、を含む、有形の非一時的データ記憶媒体。